

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年5月17日（水）9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1 番 今井 清弘 出席 欠席

2 番 福本 卓雄 出席 欠席

3 番 重森 陽 出席 欠席

4 番 永田 洋一 出席 欠席

5 番 川脇 幸子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席 欠席

7 番 山城 啓一 出席 欠席

8 番 岡野 保雄 出席 欠席

9 番 塩田 博史 出席 欠席

10 番 山本 泰弘 出席 欠席

11 番 驛重 寛和 出席 欠席

12 番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地等の転用のための権利移動の許可取消について

議案第5号 現況証明について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地所有適格法人に係る意見聴取について

議案第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 今井清弘

署名委員 小坂 竜一

議長 ただ今から、令和5年第5回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に今井委員と小坂委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 農地等の転用のための権利移動の許可取消について』

『議案第5号 現況証明について』

『議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第7号 農地所有適格法人に係る意見聴取について』

『議案第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について』
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より北東2.5kmに位置する農業振興地域内農用地です。位置は3条-1で示しています。取得目的は経営規模拡大で、利用計画については、季節野菜及び果樹栽培です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 譲受人は、新規就農で来られた方で、周りも全部この筆を除いて、譲受人が畑作をやられていますので、問題ありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6をご覧ください。申請地は、役場より南西800mに位置する第三種農地です。位置は3条-2で示しています。

取得目的は経営規模拡大で、利用計画については、季節野菜栽培です。以上です。

議長 本案件は塩田委員に関係する事項ですので、塩田委員は議事に参与することが出来ません。つきましては、私(南委員)より補足説明をいたします。

南委員 議案を見ていただきましたら、〇〇さんの自宅のすぐ北側と言いますか、実は東京にいらっしゃる不在地主がこの辺の周りにたくさん土地を持っていらっしゃって、先般、色々〇〇さんの方に売買の話が出ておりました。そして今回、同じく、持ち主、同じ方が、〇〇さんの方に売買の話を持ちかけられていたそうです。農地が荒れるから、逆に言うとはずね、良いことだと思いますので、私の方の説明は以上といたします。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を併せてご覧下さい。申請地は、役場より南東3.5kmに位置する第三種農地です。位置は4条-1で示しています。

転用目的は、自己用住宅です。申請人は申請地隣の自己所有建物でハンドメイドの教室を開いていますが、自宅が少し離れた旭地区にあるため、より利便性の高い申請地を選定したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 ここは、□□さんがあの、ハンドメイドの教室をやっておられて、以前近くの農地を駐車場に転用する申請が出ていたところですが、今回教室の隣に自宅を構えたいということで、現在の自宅から通うよりも使い勝手が良いということで、問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南

1.7kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅です。

譲受人は、通勤等の利便性が高いことから申請地を選定したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 この5条-1というところなのですが、隣の△△さん家の土地を●●さんが買われて自己用住宅を建てるということで、●●さんとも話しましたが、別に問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12と13を一緒にご覧ください。申請地は、役場より東400mに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で貸資材置き場です。

不動産業を営む譲受人の関連会社へ貸与するとのことです。

今回のケースでは、譲受人が利用するのではなく、貸与を目的とした転用のため、事業主体が具体的に決まっている必要があります。この点に関してですが、事業主体となる会社の全部事項証明書及び借受申込書の写しにて確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、寿司満の向かいぐらいになりまして、砂田の街中ですので、別に問題はありません。

南委員 私もこの辺は、ずっと農地としては耕作のしにくいところですから、少しでも利用価値が上がったらと思いますので、良いと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14と15を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東800mに位置する第三種農地です。位置は5条-3で示しています。

転用目的については、所有権移転で宅地分譲です。譲受人は、居住環境に恵まれており、住宅の需要が見込めることから申請地を選定したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は、中央南にありまして、すぐ近くにナフコがある場所で、別に問題はないと思います。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第

3号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号3番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 農地等の転用のための権利移動の許可取消について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16をご覧ください。申請地は、役場より北東500mに位置する第三種農地です。位置は許可取消-1で示しています。

申請地は、令和5年1月24日付で自己用住宅を建築するとして農地転用の許可が下りました。許可取消の理由については、建築予定地の変更とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、今年の1月に5条申請されていましたが、現在元の畑として利用されていますので、別に問題はないと思います。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第4号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第5号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号17をご覧ください。申請地は、役場より南西700mに位

置する第三種農地です。位置は現況－1で示しています。

事務局で現地を確認したところ、竹木が繁殖している状況でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は、数日前に現地確認に行きましたが、竹は切っているんですが、畑等で使える見込みはないので、別に問題はないと思います。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、議案第5号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に、議案第5号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号18の航空図をご覧ください。申請地は、役場より南西3.5kmに位置する第二種農地です。位置は現況－2で示しています。

事務局で現地を確認したところ、周辺を含め雑木が繁殖している状況でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

岡野委員 現地は結構な背丈の雑草が密集しており、一部には笹も生えている状況でした。以上です。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、議案第5号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に

証明書を発行いたします。

次に、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号19、20に記載しておりますが詳しくは20に記載しておりますので20をご覧ください。今回は新規2筆、1,007㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第6号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第7号 農地所有適格法人に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号21と22に記載しております。本報告は、農業委員会が農地所有適格法人の要件等が適切に充足されているか確認するために行われる、農地法6条1項に基づく報告です。要件といたしましては、農事組合法人、株式会社、合名、合資、合同会社のいずれかであることの法人組織形態要件、主たる事業が農業であることの事業要件、法人の構成員が農地等を提供した個人であること、又は農業の常時従事者であること等の構成員要件、法人の業務

執行役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であって役員のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事することの業務執行役員要件の4要件があり、これらすべてを満たすことで称することができます。町内の農地所有適格法人は6法人あり、総括表において各法人の要件の適否をまとめております。表よりすべての農地所有適格法人が備えるべき4要件を満たしておりますことを報告いたします。

以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(質疑なし)

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第7号は『意見なし』とさせていただきます。

次に「議案第8号 令和4年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進状況について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号23から27に記載しております。

担い手への農地の集積に係る部分についてですが、まずページ番号24の上段をご覧ください。

①現状及び課題について、横長の表を記載しております。

昨年の令和4年4月1日における本町の農地面積784haの内、担い手へ244ha集積済みで集積率としては、31.1%でした。

次に、その下の②目標と記載がある表ですが、令和5年度の目標数値が記載してあります。この数値は、昨年度の今時期に定めた数値です。以前から申し添えていることですが、あまり現実的な数値ではないためここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、その下の③実績と記載がある表ですが、集積目標に対する集積率が63.96%であり、これが実績となります。

ただいま説明しました数値等は、町内の全ての農地を対象としたものです。実際、ほ場整備を実施している生産性の高い農地については、担い手への集積率は概ね8割以上と順調に事業が進んでおりますので申し添えます。

24ページ下段から遊休農地に関しては、農地転用も要因の一つと考えられますが、遊休農地は減少傾向にあります。

次に25ページ下段から新規参入の促進ですが、集落営農法人の設立が一段落したため、新規法人設立は現時点では見込めておりません。

次に26ページ中段から最適化活動の活動についてですが、こちらは農地パトロールでご協力いただいた実績を記載しております。

その他の点については、お読み取りいただければと思います。こちらについては農林水産省より公表することが義務付けられておりますので、総会で決定された後、県に本内容を通知し町農業委員会ホームページに掲載する予定です。以上です。

議長 はい、あの私ども西田布施・友石の関係もですね、今年度で工事が終わる予定で、来年度にはともに担い手に全部集積しようという話になっていきますので、ほ場整備地区内は8割以上の集積を今からするように着々と進んでいきますので、ご理解いただけたらと思います。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第8号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり決定しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和5年第5回田布施町農業委員会総会を閉会します。